

平成31年度前橋市住宅用高効率給湯器設置費助成金交付要項

平成31年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所環境政策課（2階）

電話 898-6292（直通）

224-1111（内線3293）

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	家庭における省エネルギーの包括的な促進と地球温暖化防止対策を推進するため、住宅用高効率給湯器とともにLED照明機器を新規に購入し設置した個人に対し費用の一部を助成します。													
内容	助成対象者	この助成の対象となるのは、高効率給湯器及びLED照明機器を設置した次のいずれにも該当する個人とし、一世帯につき一基を限度とします。 (1) 対象となる高効率給湯器等を設置する店舗併用住宅を含む住宅（以下「住宅」という。）に自ら現に居住し、住所をおいている者 (2) 住宅に対象となる高効率給湯器及びLED照明機器を併せて設置し住宅で使用している者 (3) 市税を滞納していない者 (4) 本人又は同一世帯の者が、平成30年度まで本市が行っていた、高効率給湯器等設置費助成事業の助成金交付を受けていない者												
	交付の対象となる事業及び対象経費	高効率給湯器及びLED照明機器を平成31年4月1日以降に新規に購入し設置した場合で、助成対象経費は、次に挙げる高効率給湯器の設置費用となります。また、LED照明機器の設置は電球のみでも構いません。中古品や転売品、増設は対象となりません。 1 高効率給湯器の種類 (1) 太陽熱利用温水器（自然循環型） (2) 太陽熱利用温水器（強制循環型） (3) 燃料電池コージェネレーション												
交付金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">高効率給湯器</th> </tr> <tr> <th>(1) 太陽熱利用温水器（自然循環型）</th> <th>(2) 太陽熱利用温水器（強制循環型）</th> <th>(3) 燃料電池コージェネレーション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成金額</td> <td>15,000円</td> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>				高効率給湯器			(1) 太陽熱利用温水器（自然循環型）	(2) 太陽熱利用温水器（強制循環型）	(3) 燃料電池コージェネレーション	助成金額	15,000円	30,000円	30,000円
	高効率給湯器													
	(1) 太陽熱利用温水器（自然循環型）	(2) 太陽熱利用温水器（強制循環型）	(3) 燃料電池コージェネレーション											
助成金額	15,000円	30,000円	30,000円											

交付 手 続 等	交付条件	<p>1 助成対象者は高効率給湯器及びLED照明機器の機能を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。</p> <p>2 助成対象者は、助成事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 助成対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び助成金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</p>
	交付申請の方法、時期等	<p>前橋市住宅用高効率給湯器設置費助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、設置後、平成31（2019）年5月7日から平成32（2020）年3月31日までに申請してください。</p> <p>(1) 高効率給湯器の購入及び設置に伴う領収書の写し</p> <p>(2) LED照明機器の購入が確認できる領収書等の写し</p> <p>(3) 領収書内訳書（様式第2号）</p> <p>(4) 高効率給湯器の保証書の写し（型番、製造番号、保証期間、引渡日等、申請者氏名、住所等が明記されているもの）</p> <p>(5) 高効率給湯器及びLED照明機器の設置状況がわかるカラー写真</p> <p>(6) 完納証明：納税証明書（未納税額のない証明）</p>
	交付決定の時期等	<p>提出された交付申請書の審査を行い、申請書を受理した日から14日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額、条件等を決定し、次の書類により通知します。（ただし、平成32（2020）年3月18日以降の申請については、平成32（2020）年3月31日までに決定します。）</p> <p>交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>不交付決定通知書（様式第4号）</p>
	請求の方法、支払時期等	<p>1 前橋市住宅用高効率給湯器設置費助成金交付請求書（様式第5号）により請求してください。</p> <p>2 提出された請求書の内容を確認後、受理した日から30日以内に支払います。</p>

<p>交付決定の取り消し又は助成金の返還</p>	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 虚偽記載、その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額。</p> <p>(2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額。</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 領収書内訳書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 不交付決定通知書（様式第4号）</p> <p>5 交付請求書（様式第5号）</p>